

慶弔対応細則

総 則	
第 1 条	(目的) 本細則は、中野区立明和中学校の P T A 会員の親睦と連帯を深めるため、相互間の慶祝、弔事、表彰等や対外的な祝賀もしくは弔意の対応について定める。
第 2 条	(主な対応) 原則として金銭か贈答品もしくは併用をもって代える。なお、譲渡方法については直接対面をもって渡す、もしくは郵送、振込等をもって行うことも認める。
第 3 条	(祝電、弔電による対応) 日時、場所、状況において、式典・葬儀等においては出席・参列ではなく電報をもって慶弔祝意を伝えることも認める。
第 4 条	(名義) 本会を代表として贈答もしくは送付、送信する場合、原則として「中野区立明和中学校 P T A 会長 ○○○○」として行う。
慶 事	
第 5 条	(慶事種類) 慶事に対する事項および金額は次のとおりとする。
	①教職員の結婚 10,000 円 (本校内での職場結婚は 15,000 円)
	②会員もしくは生徒の業績による国もしくは都の褒章、表彰 10,000 円
	③サークル、生徒部活動の全国大会もしくは都大会の優勝又はいずれかに準ずる成績 10,000 円
弔 事	
第 6 条	(弔事) 弔事の種類は次のとおりとする。
	死亡
	①生徒本人 10,000 円
	②保護者 10,000 円
	③教員 10,000 円
	④主査および主事等は教員に準ずる。
	怪我・疾病に対する見舞金 原則、保険による対応。なお、状況・規模に応じて別途見舞金を支出することを運営委員会にて審議検討の上、決定することができる。
第 7 条	(出席・参列) 慶事、弔事ともに式がある場合、会長もしくは他の役員が本会を代表して出席・参列することを認める。
第 8 条	(報告)

	会長は慶事、弔事について臨機に対応、処理を行い、直近の運営委員会に実行の旨を報告する。
表彰	
第9条	(表彰) 本会の発展や活動に対して顕著な功績があった者もしくは本会に多大な助力、支援を与えた者への謝意について、運営委員会にて審議検討の上、決定し表彰する。
第10条	(副賞) 第9条の表彰において副賞として記念品を贈ることを、同様に運営委員会にて審議検討の上、決定することを認める。
見舞金	
第11条	(災害、事故に対する見舞金) 風水害、火事等の不慮の事故の場合、見舞金について運営委員会にて審議検討の上、決定することができる。
その他	
第12条	(規定外対応) 前条にて規定外で、本会として対応が必要と判断するものは、いずれかの対応を運営委員会にて審議検討することができる。
第13条	(改廃) 本細則の改廃は運営委員会に提案され、出席者の過半数をもって行う。
附則	本細則は令和3年4月1日より施行する。